

令和4年度八王子市農業委員会第5回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年8月25日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時40分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- |           |          |
|-----------|----------|
| 2番 米津元一   | 3番 菱山史郎  |
| 4番 中西伸夫   | 5番 美濃部弥生 |
| 6番 澤井博    | 7番 小林裕恵  |
| 8番 熊澤治彦   | 9番 原島元義  |
| 10番 馬場貴大  | 11番 峰尾幸代 |
| 12番 菱山まり子 | 13番 坂本真一 |
| 14番 有竹満次  |          |

農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 15番 門倉豊  | 16番 井上正芳 |
| 17番 内田寛  | 18番 内田清文 |
| 19番 和田一彦 | 20番 大塚隆廣 |
| 21番 町田裕通 | 22番 田中道夫 |

- 5 欠席委員 (1名)

1番 田中政博

- 6 事務局職員出席者

事務局長 大津仁利	課長 須藤文夫
主査 上原裕之	主査 篠原勝久
主任 萩原健太	主任 原清貴

## 令和4年度(2022年度)

### 八王子市農業委員会 第5回総会 議題

(令和4年8月25日)

#### 【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

#### 【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第10 農地法の適用を受けない土地であることの証明について

#### 【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第5回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第1番田中政博委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」  
7月1日から7月31日までの届出分（8件）  
第2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」  
7月1日から7月31日までの届出分（19件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。  
所有者について、小津町在住の1名。  
願出地は小津町にある1筆、101㎡。登記地目は「畑」。現況は「住宅敷地」、現況となった時期は「平成13年1月ころ」。

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（11件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」  
譲受人は八王子市。申請地は上川町の市街化調整区域の1筆。  
登記地目、現況地目は田。面積は49㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。8月3日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。当該地一帯は、八王子市環境部環境保全課が「上川の里 保全と活用の方針」に基づき良好な里山環境を有効に保全し活用する取組を行っています。当該地は、作付け

はなく、休耕状態でした。八王子市が譲り受けた後は、外部の法人数社へ管理運営委託を行い、地域住民や NPO 等と協働しながら水田や畑として里山環境の復元を進めて、農地としての利活用を図っていくとのことです。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第7「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可について」

譲受人は美山町に所在。申請地は美山町の市街化調整区域の1筆。登記地目、現況地目は畑。面積は692㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。8月9日、事務局とともに、申請地にて、譲受人の法人の施設長、生活支援職員から聞き取りを行いました。譲受人の施設は、昭和38年に救護施設として開設され、身体や精神に障がいがあり日常生活を送るのが困難な人たちの自立支援を行っています。障がいのある利用者の日中活動の一環として施設内作業を設けており、そのうち屋外の活動では、農作業で土に触れて作物を育てる過程そのものを利用者の充実感や健康作りに繋げ役立てています。施設の開設から現在に至るまで、所有者からの依頼で当該地の農作業を手伝ってきたため、当事者間で話し合いをした結果、譲受人が当該地を取得することになったそうです。当該地は、施設と道路を挟

んだ向かい側にあり、農作業の環境も良いことから取得することになったとのことでした。続いて、取得後の営農計画についても伺いました。農作業の内容としては、植え付け、草刈り、収穫作業を行い、収穫物は施設内で消費するとのことでした。作業人数は最大で10名、作業時間は、週に5日、1日当たり3時間程度行うとのことでした。また、近隣住民と一緒に、年に1回、大根掘り体験を実施する予定とのことでした。当該地は、傾斜がなく、陽当たりも良いため、農作業に適した土地でした。調査に訪れた日には、タマネギ、サトイモ、ナス等が作付けされ、ハウス内ではミニトマトが栽培されていました。今後は、施設の施設事務長、4名の生活支援職員が農作業活動の実務を担います。これまでも施設職員間で農作業の技術や知識を受け継いできており、施設内マニュアル、農業関連書籍などから農作物や農作業の知識習得に励んできており、利用者と協力しながら農耕作業に取り組んできたため、譲受人が当該地を取得することに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市川口町、利用権を設定する土地は川口町の3筆、4,703㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は5年間。

借り手について、所在は八王子市元本郷町三丁目。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間150日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。8月3日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の法人の代表取締役と農場長から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、平坦で、日当たりがよく、一部でトウモロコシが作付けされていました。貸借の成立後は、ニンニク、ダイコン、カブ、ジャガイモ等を作付していくとのことでした。収穫物は、直売所で販売するほか、スーパーへの出荷も目指していくとのこと。代表取締役は新規就農に当たり、自ら経営する就労継続支援事業所の利用者の勤労意欲や達成感の取得の場、また利用者の労働力を生かした農業事業を構想しています。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は梅坪町、設定する土地は丹木町一丁目の5筆、計990㎡。権利の種類は「使用貸借権」、期間は4年2か月間。借り手について、所在は元本郷町三丁目。新規就農希望者。農作業従事日数は年間200日。

耕作の事業内容について、主に直売所で販売し、スーパーへ出荷も予定している。主にジャガイモを栽培。農業従事者は農場長1名、臨時雇用が4名。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。8月3日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の法人の代表取締役と農場長から今後の作付計画等を伺いました。今回都市農地の貸借をする畑ですが、平坦で日当たりがよく、現在は一部にクリが植樹されていました。計画が決定され認定を受けた場合は、クリが植樹されていない部分を利用して主にジャガイモを作付していくとのことでした。審議案件8と重複しますが、収穫物は、直売所で販売するほか、スーパーへの出荷も目指していくとのことでした。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第 10  
「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題に  
します。事務局より説明願います。

事務局

第 10「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を  
説明。所有者について、住所は東京都東久留米市浅間町三丁目の 1  
名。願出地は谷野町にある 2 筆、427 m<sup>2</sup>。登記地目は「畑」。現況  
は「山林」、現況となった時期は「平成 3 年ころ」。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし  
たいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員

それではご報告いたします。8月8日、農業委員、事務局とともに、  
現地を確認しました。申請地は「創価大学総合体育館」から約 450m  
西に位置しています。現地の様子ですが、南側にかけて傾斜があり、  
幹の太い木々が乱立しているほか、全体的に雑草が繁茂し、当該地内  
に立ち入りができない状態でした。調査の結果、長年耕作の用に供さ  
れていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すこ  
とは困難だと思います。報告は以上です。

議 長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。  
お諮りします。第 10 については、これを証明することにご異議ござ  
いせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第 11  
「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願  
います。

事務局  
議長

第 11「農地の権利取得の届出について」を報告。（1 件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。

「納税猶予の適用を受けたことの通知」（1 件）

「納税猶予期限が確定したことの通知」（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 10 番 馬場 貴大 委員

第 11 番 峰尾 幸代 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 5 回総会を閉会します。

《午後 2 時 40 分閉会》